

インフラ老朽化対策の推進について

【担当省庁】国土交通省

インフラ施設の点検、診断、補修、記録のメンテナンスサイクルを計画的に実施することにより、老朽化対策を着実に推進するため、交付金の対象施設の拡充や補助事業の要件を緩和等していただくとともに、十分かつ安定的な予算を確保していただきたい。

【現状・課題等】

- 平成 27 年度、平成 28 年度に、点検計画、対策の優先順位、対策内容と実施時期、対策費用等、老朽化及びインフラ長寿命化の取組に向けた個別施設計画を策定
- 定期点検が法定化された橋梁、トンネル等の道路施設は、平成 30 年度で全施設の 1 巡目の点検を完了し、点検結果による補修工事を順次実施するとともに今年度から 2 巡目の点検に着手
- 定期点検、小規模な修繕・更新工事は交付金事業等の対象外となっている施設も多いため単独事業により実施しているが、計画的な対応が困難

交付金の対象外 <点検> 港湾、河川護岸・堤防、ダム、砂防、府営住宅 <補修> 河川堤防・護岸
交付金の要件有 <点検> 排水機場・樋門（2 百万円以上／施設・年） <補修> 樋門（総事業費から 5 千万円を控除した額） 排水機場（全体事業費が 4 億円以上） 府営住宅（機能向上を図る改築） ダム、砂防、地すべり・急傾斜地崩壊防止施設
補助の要件有 <大規模修繕・更新> 橋梁（大規模修繕 5 億円、更新 35 億円以上）
補助事業による別枠措置必要 <大規模更新> 排水機場

■老朽化対策（大規模更新）が必要な主な施設

- 計画的な更新を推進するため、交付金から補助事業化等による事業費確保が必要
- 道路 府道綾部宮島線（脇谷橋）
バイパス整備による橋梁の集約化・既設橋梁撤去架替
全体事業費＝約 20 億円（※更新は 35 億円以上が対象）

京 都 府
の担当課

建設交通部 指導検査課 (075-414-5225)

■インフラ施設数と交付金・補助制度等の活用状況

分野	主な施設	施設数	交付金の活用			補助 大規模修繕 更新	公共施設等 適正管理 推進事業債
			計画	点検	補修		
道路	橋りょう	2,223 橋	○	○	○	△	○
	舗装	2,125 km	○	○	○	—	△
	トンネル	65 本	○	○	○	—	—
	法面・擁壁	3,067 箇所	○	○	○	—	○
港湾	港湾	3 港	—	—	○	—	○
海岸	海岸	59 km	○	—	○	—	○
河川	河川護岸、堤防等	1,852 km	—	—	—	—	○
	排水機場等	38 箇所	—	△	△	—	○
	ダム	2 基	○	—	△	—	○
砂防	砂防施設	4,214 基	○	—	△	—	△
	急傾斜地崩壊防止施設 地すべり防止区域	307 区域 18 区域	○	—	△	—	△
公園	公園	13 公園	○	△	△	—	△
住宅	府営住宅	136 団地	○	—	△	—	別途有
下水道	流域下水道	4 流域	○	○	△	—	別途有

■橋梁の老朽化進行状況

・橋梁の橋齢推移（2m以上：全橋梁）

時系列	管理 橋梁数	架設後 50年未満		架設後 50年以上		架設年度 不明	
現 在	2,223橋	1,620橋	72.9%	584橋	26.3%	19橋	0.9%
10年後		1,042橋	46.9%	1,162橋	52.3%	19橋	0.9%
20年後		619橋	27.8%	1,585橋	71.3%	19橋	0.9%

（平成30年3月現在）